

札幌圏都市計画用途地域の変更（石狩市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の 容 積 率	建築物の 建蔽率	外壁の後 退距離の 限度	建築物の 敷地面積 の最低限 度	建築物 の高さ の限度	その他 及び 備 考
第一種低層 住居専用地域	約 196ha 約 431ha	6/10 以下 8/10 以下	4/10 以下 5/10 以下	1.0m 1.0m	—	10m 10m	7.0% 15.5%
（小 計）	約 627ha						22.5%
第二種低層 住居専用地域	約 74ha	8/10 以下	5/10 以下	1.0m	—	10m	2.6%
第一種中高層 住居専用地域	約 152ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	5.5%
第二種中高層 住居専用地域	約 107ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	3.8%
第 一 種 住 居 地 域	約 73ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	2.6%
第 二 種 住 居 地 域	約 33ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.2%
準住居地域	約 26ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.9%
近隣商業地域	約 61ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	2.2%
商 業 地 域	約 19ha	40/10 以下	—	—	—	—	0.7%
準工業地域	約 567ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	20.4%
工 業 地 域	約 306ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	11.0%
工業専用地域	約 741ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	26.6%
合 計	約 2,786ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

緑苑台地区はこれまで、東地区から、民間による宅地造成が段階的に行われてきており、西地区においては、経済情勢及び宅地需要の動向を踏まえ、造成が実施されず、長期的な遊休地となっていた。しかし、近年の急激な宅地需要の増大により、西地区の一部において、約 20 年ぶりに宅地造成が再開された。

今般、さらに造成区域が拡大されることから、既存宅地と同様の土地利用を図るため、宅地造成箇所の幹線道路沿道に専用住宅のほか、地域の生活利便性を向上させる施設として小規模な日用品店舗等の立地を可能とする用途地域の変更を行う。